資料 1

伴走型ゲーム制作支援事業等企画・運営管理業務委託に係る仕様書

福岡市経済観光文化局コンテンツ振興課

2026 年 11 月 10 日

本仕様書は伴走型ゲーム制作支援事業等企画・運営管理業務委託（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、委託者と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

１　業務名称

伴走型ゲーム制作支援事業等企画・運営管理業務委託

２　契約期間

契約締結の日から令和９年３月31日まで

３　履行場所

委託者が指定する場所

４　事業の目的及び概要

学生を中心とした地元ゲームクリエイターの人材育成及び福岡市のゲーム産業都市としてのブランド発信を目的として、伴走型のゲーム制作支援を実施するもの。

５　用語の定義

用語	定義
ゲームクリエイター	ゲームプログラマー、デザイナー、プランナー等の開発スキルを有する者　※社会人、学生等の属性は問わない

６　業務内容

（１）伴走型ゲーム制作支援

【目的・概要】

ゲーム作品の企画・制作・改善・発表等に係る継続的な支援を行うものであり、専門的な助言や制作指導等を通じて、コンテスト入賞を目指せるような質の高い作品の創出を図る。あわせて、本事業を福岡で実施することにより、福岡におけるゲーム制作人材の育成環境やゲーム関連産業の集積を市内外に発信し、市内ゲーム関連企業への就職機会の創出につなげるものとする。

【開催時期】

令和９年１月～令和９年３月

【指導者】

委託者と協議の上、受託者において参加者に対する助言・指導を行うプロゲームクリエイターを10名程度集めること。

また、ゲーム業界に関する知見を有し、プロゲームクリエイターと参加者との円滑

なコミュニケーションを支援するファシリテーターを４名程度配置すること。ファシリテーターは、プロゲームクリエイターと連携し、各チームの指導状況を集約し、伴走期間を通じて状況に応じた効果的な助言・指導の内容及び進め方を提案・調整すること。

※最終的なプロゲームクリエイターとファシリテーターは委託者と協議の上、決定すること。

【参加ターゲット】

ゲームクリエイター志望者（学生及びアマチュア）：40名程度

※委託者と協議の上、受託者側で募集を行うこと。

【チーム編成】

１チームあたり　１～10名　※プロはチームに含めない

【参加者募集】

委託者と協議の上、受託者において応募フォームを作成し、参加募集を行うとともに、応募者リストを適切な方法で作成、管理すること。

①個人だけでなく、チームによる応募も可能とする。

②個人応募者は、個人として参加するか、又は事務局のチーム分けによりチームに入るかを選択させ、委託者と協議の上、受託者においてチーム編成を行うこと。

③応募者多数の場合は、委託者と協議の上、受託者において応募者の応募動機、技術力、希望職種、就職希望の有無及び内定状況等を鑑みて選考を行うこと。

④なお、制作する作品は、新規に制作する作品又はすでに制作途上の作品のいずれでも可とし、制作にあたってテーマは設けない。

⑤参加者の募集期間においてオンラインによるトークイベントやホームページでの発信など応募者数の増加を目的とした取組を実施すること。また、当該取組において市内ゲーム関連企業の周知につながる要素及び人材育成の要素を含ませること。

【オリエンテーション】

①2027年１月30日又は１月31日に実施すること。

②開催場所については福岡市役所 15 階講堂（福岡市中央区天神１丁目８-１）を使用することも可能であるが、その場合、会場費は無料だが、必要な清掃の委託費用は受託者で負担すること。

③伴走支援の初期に、市内において対面でオリエンテーションを実施すること。なお、来場が困難な参加者のためにオンラインでの参加も可能な体制を整えること。

④オリエンテーションにおいては、当該事業の進め方及び注意事項の説明のほか、プロゲームクリエイターと各チームの顔合わせ及びチーム毎の顔合わせを実施すること。

【伴走支援】

①参加者の居住地を問わず参加できるよう、オンラインでの実施を基本とする。進

捗確認及びプロゲームクリエイターによる助言・指導は、原則としてオンラインで実施すること。

②伴走支援期間は２か月程度とし、伴走支援期間において、プロゲームクリエイターによるオンライン会議システムでの助言・指導の機会を４回程度設けること。

③オンラインで使用するコミュニケーションツール及びオンライン会議システムは、受託者が提案し、委託者と協議の上、決定すること。ツールの設定、参加者への案内、操作支援及び運用管理は、受託者が行うこと。

【プレゼン・講評】

①2027年３月27日又は３月28日に実施すること。

②開催場所については事業実施及び目的達成に最適な場所を提案すること。

※最終的な開催場所については委託者と協議の上、決定するもの。

③市内において対面でプレゼン（成果発表）及びプロゲームクリエイターによる講評を実施すること。

来場が困難な参加者のためにオンラインでの参加も可能な体制を整えること。

④プレゼン・講評の場において、著名なプロゲームクリエイターを招聘し、人材育成に資するプログラムを実施すること。

⑤来年度以降に本市で実施する事業の周知につながるよう、本事業の参加者以外のゲームクリエイター志望者の観覧も可とし、募集及び広報を行うこと。

⑥市内ゲーム関連企業の人事担当者等の関係者を招聘し、参加者との交流の機会を設けるなど、参加者と市内企業との接点を創出すること。

（２）広報

【業務内容】

・参加ターゲットとなるゲームクリエイター志望者（学生及びアマチュア）及び学校関係者等に対して事業の広報を行うこと。

・伴走型ゲーム制作支援について、学生等の参加者を40名程度確保すること。

・県内の専門学校、大学等20校程度へは、委託者と協議の上、受託者において参加案内チラシ等の配布を行うこと。

・本事業の参加者募集だけでなく、プレゼン・講評の場の観覧に関する広報も行うこと。

・本事業におけるホームページを作成し、委託者と協議の上、受託者において参加者募集及び事業告知、成果報告等を行うこと。ホームページの作成にあたっては、実施後に委託者に管理運営を引き渡せるように構築すること。

・ホームページの作成及び運用において、受託者は不正アクセス及び情報の流出、データの改ざんなどを防止する措置を講じること。

・プレゼン・講評の終了後にホームページ上にて事後広報を行うこと。

（３）事務局運営

【業務内容】

①事務局運営

・本事業の実施窓口として事務局業務を担うこと。

・委託者の求めに応じて打ち合わせ等に必要な資料を適宜作成すること。

・次年度以降の運営・広報に活用できるよう、委託期間を通じて写真を撮影すること。

・写真一式は、電子データにより事業実施報告書と併せて提出すること。

・事業完了後、事業実施報告書及び収支報告書を作成し電子データで提出すること。

・その他、事業実施のために必要な業務を実施すること。

②全体企画・調整

・事業目的に資する内容の企画・提案を行うこと。

③企画・準備段階の運営体制

・企画・準備段階で委託者と迅速かつ綿密な協議が可能な体制を整え、事業実施に向けた適切な実施スケジュールを組み立て提示すること。

・事業効果を最大限に高めるため、地元ゲームクリエイター等からのニーズを捉えた企画運営ができる体制を用意すること。

・参加するプロゲームクリエイター等の関係者と適宜連絡調整を行い、円滑に運営を行うこと。

④事業実施時の運営体制

・運営にあたっては、本事業の円滑な運営が可能な組織体制とし、参加者、来場者の安全面にも十分に配慮した上で実施すること。

・運営にあたっては、従事者人数、役割分担等を明記した体制図を用意すること。

・事業の目的達成に最適な演出・装飾・展示・会場レイアウトを行うこと。

・実施にあたっては、運営マニュアルを作成すること。

⑤コンテスト等の案内

・本事業に対する参加者の目的意識を高めるため、コンテストや展示イベント等への参加を具体的なゴールとして設定するとともに、直近で応募可能なものについて案内及び参加の呼びかけを行うこと。

⑥その他、本事業実施のために必要な業務

（４）オンラインコミュニティの運営

①使用するツール及び運用方法は、委託者と協議の上、決定すること。

②参加者への利用案内、操作支援及びアクセス権限の管理を行うこと。

③利用ルールを作成し、参加者に周知すること。

④不適切な投稿、参加者間のトラブル、情報漏えいその他の問題の早期把握に努めること。

⑤問題が発生した場合は必要な初期対応を行い、速やかに委託者へ報告すること。
⑥事業終了後は、委託者と協議の上、アクセス権限の削除その他必要な処理を行うこと。
⑦参加者等の個人情報については、本事業の実施に必要な範囲に限って収集及び利用するとともに、利用目的を達成した後は、委託者と協議の上、速やかに削除その他必要な処理を行うこと。また、参加者に対し、他者の個人情報及び誹謗中傷等の交流にふさわしくない発言を投稿しないよう周知すること。

7　損害賠償

（1）受託者の故意又は過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
（2）受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負うものとする。
（3）受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、委託者は一切の責めを負わないものとする。ただし、委託者の責めに帰する場合はこの限りではない。

8　その他留意事項

（1）提案競技時に提出する企画提案書の企画提案内容は、別紙「審査項目に対する評価項目及び配点表」の評価事項のとおりとし、事業目的の達成に向けて創意工夫がなされた提案を行うこと。
（2）本業務は本仕様書に基づき実施することを基本とするが、本仕様に定めのない事項又は同内容を変更して実施する場合は、委託者及び関連ゲーム企業と綿密に連絡を取り合い、随時協議の上、実施すること。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
（3）受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
（4）処理が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、処理方針の指示を受け、対応を図ること。
（5）契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に関して必要な手続き及びそれらに係る諸費用等、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
（6）本業務で知り得たことについては、守秘義務を負うものとする。
（7）常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
また、定期的に委託者と打ち合わせを行い、委託者の指示に従い本業務を遂行すること。
（8）不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、参加者及びスタッフ等の怪我、事故、疾病等に備え保険等に加入することを計画しておくこと。
（9）関係官公署への手続きが必要な場合は、必要書類を作成し、原則として手続き一切を

行うこと。

(10) 参加者の個人情報については、本事業の実施に必要な範囲に限って収集及び利用するとともに、利用目的を達成した後は、委託者と協議の上、速やかに削除その他必要な処理を行うこと。

(11) ホームページ及びオンラインコミュニティ等においてサイバー攻撃、不正アクセスその他の情報セキュリティ上の問題が発生した場合は、必要に応じてシステム等の利用・公開を一時停止するなど、速やかに被害拡大の防止に必要な措置を講じ、委託者へ報告するとともに、復旧その他必要な対応を行うこと。